

令和3年9月30日
豊島区子ども家庭部保育課

保護者の皆様へ

令和3年10月1日以降の保育園の対応について

平素より本区の保育事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国の緊急事態宣言は、令和3年9月30日をもって解除することが決定されました。

こうした状況を踏まえ、10月1日以降、本区の保育園の対応については、下記のとおりとしますのでお知らせいたします。

この間の緊急事態宣言下においては、9月7日以降、感染拡大防止の観点から可能な方には登園の自粛を要請してまいりました。保護者の皆様には、これまで保育園における感染拡大防止対策に多大なるご協力をいただき重ねて御礼申し上げます。

なお、今後の感染拡大状況等により対応が変更となる場合には、改めてお知らせいたします。保護者の皆様におかれましては、引き続き、保育園における感染対策にご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

記

1. 登園自粛要請の終了について

令和3年9月30日（木）をもって登園自粛要請を終了します。

10月1日（金）以降は、通常どおり保育園を運営します。

2. 10月1日以降の保育について

各保育園においては、「保育所における感染症対策ガイドライン」や厚生労働省通知などを踏まえ、徹底した感染防止対策を継続しながら適切な保育を実施してまいります。

保護者の皆様におかれましては、別紙「保育園における感染拡大防止対策について」の内容をご家族皆様でご確認いただき、引き続き、保育園における感染対策にご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

3. 保育料について

登園自粛要請の終了に伴い、登園日数に応じた保育料の日割り計算も9月で終了いたします。10月以降は登園の有無にかかわらず、通常の保育料の取り扱いとなり、減額はございません。

※ 登園自粛要請期間中の保育料に関しては、既にご案内のとおりです。

内容については、区ホームページにも掲載しております。

4. その他

- (1) ご家庭での子育てや、お子様の様子、保育について不安や心配事などがありましたら、遠慮なく保育園へご相談ください。
- (2) 感染防止対策を講じる中で、予定していた行事や事業の日程、実施方法等を変更させていただく場合があります。
- (3) 各保育園においては、出来る限りの感染防止対策に努めてまいりますが、新型コロナウイルス感染者が発生した場合には、当該保育園は臨時休園する場合があります。

【お問合せ先】

豊島区子ども家庭部保育課

- 区立保育園について …公立運営グループ 03-3981-2028
- 私立保育園について …私立保育所グループ 03-3981-1823
- 地域型保育事業、豊島区臨時保育所について
…地域型保育事業グループ 03-3981-1961
- 保育料について …入園グループ 03-3981-2140